

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)のご案内

市では、4月から介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を開始します。

総合事業とは

いつまでも住み慣れた地域で住み続けることができるよう、介護保険の理念である自立支援、重度化防止のため、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らのもつ能力の維持向上のために

介護予防に取り組むことが大切です。

総合事業の種類

総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

●**介護予防・生活支援サービス事業**

要支援1・2の認定を受けた方、65歳以上で「基本チェックリスト※」により生活機能の低下が見られた方(事業対象者)

※基本チェックリストとは、全25項目の質問表で、運動、口腔、栄養、もの忘れ、うつ症状など、心身の機能で衰えているところがないかチェックするものです。

ご利用には、地域包括支援センターが作成するケアプランが必要で、

△訪問型サービス▽

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、調理や掃除などを一緒に行うなど、利用者ができることが増えるよう支援します。

① 現行相当のサービス

介護サービス事業所のホームヘルパーによる身体介護(入浴、排泄、食事などの介助)や生活援助(掃除、洗濯)や一般的な調理、買物などを行います。自己負担は1割(一定所得以上は2割)。

② 基準を緩和したサービス

一定の研修を受けた担い手による、生活援助(掃除、洗

問 長寿介護課 ☎448

濯、一般的な調理、買物など)を行います。自己負担は1割(一定所得以上は2割)。

③ 短期集中(3カ月)のサービス

地域包括支援センターの職員などがご自宅に伺い、利用者ができることが増えるよう相談、支援を行います。費用は無料。

△通所型サービス▽

デイサービスセンターなどに通い、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを行います。

① 現行相当のサービス

デイサービスセンターに通い、日常生活上の支援と機能訓練などを行います。自己負担は1割(一定所得以上は2割)。

② 基準を緩和したサービス

対象者のうち、家に閉じこもりがちの方などがミニデイサービスに通い、日常動作訓練、趣味活動などを行います。来所が難しい方には、送迎を行います。自己負担は1割(一定所得以上は2割)。

③ 短期集中(3カ月)のサービス

おおむね3カ月間教室に通い、生活機能を改善するための機能訓練、栄養改善などを行います。来所が難しい方には、送迎を行います。費用は無料。

● 一般介護予防事業

市内在住の65歳以上の方、65歳以上の方を中心とした

心身の機能向上を図り、介護予防の充実を目指すための事業(介護予防健康体操教室、若返るぞ!シニア体操教室、お口の健康教室、おいしく食べよう栄養教室など) ※各事業の詳細については、広報やしお4月号号でお知らせします。

相談はお近くの地域包括支援センターへ

介護予防・生活支援サービスのケアプラン作成や、「悩み」「疑問」「困ったこと」などがありましたら、お近くの地域包括支援センター(別表)へご連絡ください。

地域包括支援センター地図



別表 地域包括支援センター

名称	担当地域
東部地域包括支援センター やしお苑 (南川崎210-1) ☎998-8895	二丁目、木曾根、南川崎、伊勢野、八潮1~7丁目
西部地域包括支援センター ケアセンター八潮 (鶴ヶ曾根1184-4) ☎994-5562	小作田、松の木、中馬場、上馬場、西袋、柳之宮、南後谷、中央1~4丁目、緑町1・2・4丁目、八潮8丁目
南部地域包括支援センター 埼玉回生病院 (大原455) ☎999-7717	大瀬、古新田、圀、大原、浮塚、大曾根、大瀬1~6丁目、茜町1丁目
北部地域包括支援センター やしお寿苑 (八条294-4) ☎930-5123	八条、鶴ヶ曾根、八潮団地、伊草、伊草団地、新町、緑町3・5丁目